

## 第7章 量の見込みと確保方策

### 1. 教育・保育提供区域の設定

量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

図表 1 本町における教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名			区域
教育・保育	教育・保育施設	認定こども園・幼稚園・保育所(園)	町全域
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	1)利用者支援事業		町全域
	2)地域子育て支援拠点事業		町全域
	3)妊産婦健康診査事業		町全域
	4)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)		町全域
	5)養育支援訪問事業		町全域
	6)子育て短期支援事業		町全域
	7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)		町全域
	8)延長保育事業		町全域
	9)一時預かり事業		町全域
	10)病児・病後児保育事業		町全域
	11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)		町全域
	12)実費徴収に係る補足給付を行う事業		町全域
	13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		町全域

本計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策を記載します。

## 2. 量の見込みの算出

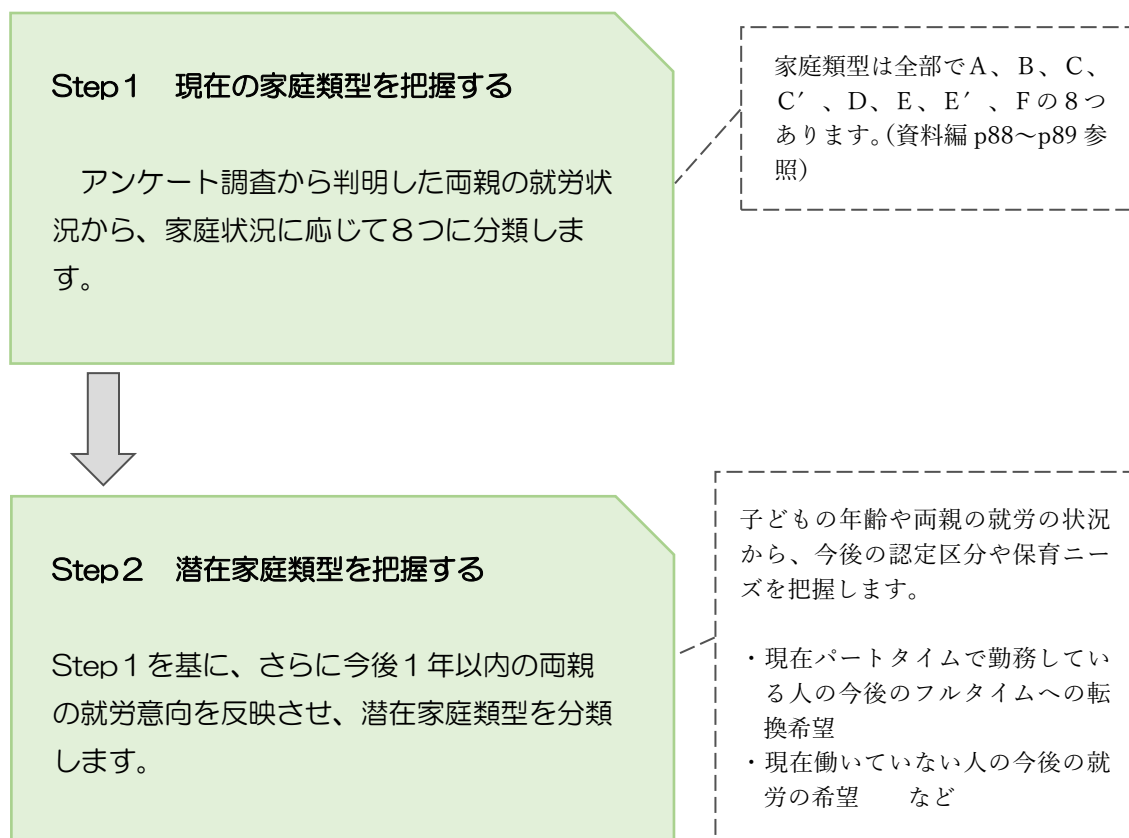
子ども・子育て支援事業計画では、アンケート調査などから把握した地域のニーズを基に、将来、保育所や幼稚園などの事業、子育て支援のためのサービスがどの程度必要になるのかを推計し、見込み量(潜在的なニーズ量)を計算します。

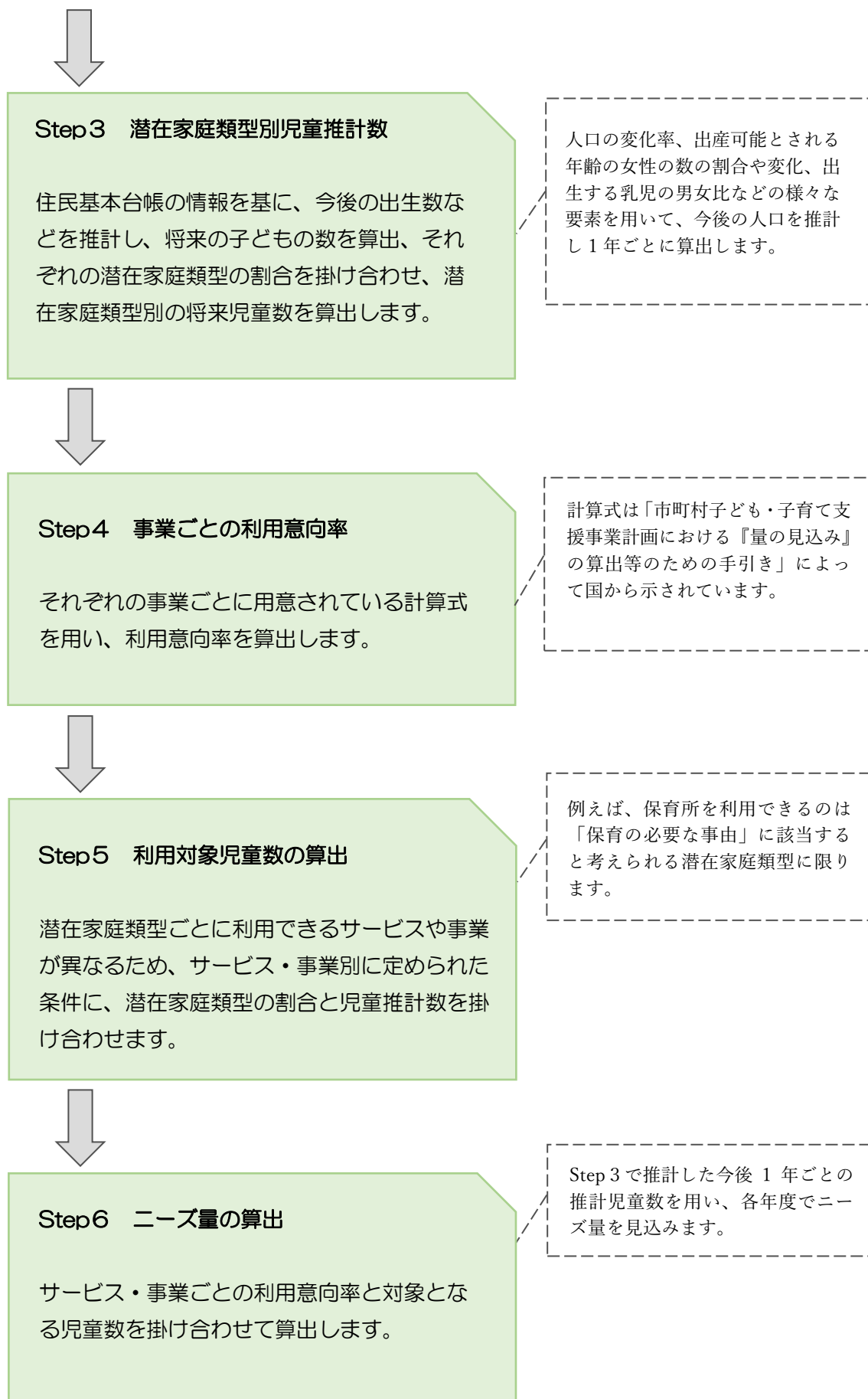
見込み量と現在提供できているサービスを比較し、不足している場合は計画期間の5年間で必要量を整備します。

見込み量の計算では、アンケート調査で得た回答から、潜在家庭類型を把握し、量の見込み、確保方策を決定します。

### (1) 見込み量の計算方法

見込み量は幼稚園、保育所、保育認定などの項目ごとに、アンケート調査からそれぞれの利用意向率を算出し、将来の子どもの人口推計(推計児童数)を掛け合わせて計算を行います。





## (2) 見込み量の考え方

---

見込み量の計算方法については国の手引きによって決まっていますが、この計算によって算出される見込み量は、あくまでも今後1年以内に本町に在住している子育て世帯の全ての就労の希望が叶い、かつ、希望する事業やサービスを全て希望通りに利用することが出来た場合を想定します。

本町の見込み量は基本的に国の手引きに準じ前項 Step 1 から Step 6 までの手順を踏んで計算を行っていますが、本来必要なサービスの供給量や現実との乖離を分析し、より正確性の高いものにするため、合理的な条件の基で補正を行うなど、以下の4つの手法を用いて算出しています。

### ① 国の手引きに準じた算出

---

国の手引きに算出方法が明記されている事業については、原則としてその算出方法に従って量の見込みを算出しました。算出結果が実績値と乖離している場合でも、生データに立ち返り個別の回答の矛盾を精査する等することで、国の手引きを尊重した量の見込みとなるよう配慮しています。

### ② 国の手引きの算出式を補正

---

国の手引きに算出方法が明記されている事業のうち、算出結果が実績値と大きく乖離している場合は、国の手引きの趣旨に反しない範囲内において、地域の実態に合うように算出式を補正することで対応しました。

例えば、一時預かりのニーズ量は、親戚や知人に預けた経験のある方の困難度が高い方を量の見込みに含めるかどうかは自治体の裁量となっていることから、より実績に近い算出方法を採用することで補正することが可能となります。

### ③ 算出式を用いず算定

---

利用者支援事業など、国の手引きでも箇所数をもって量の見込みとしている事業については、特段の計算式を用いずに量の見込みを算出しました。

### ④ 過去の実績に基づいて算出

---

国の手引きに標準的な算出方法が記載されていない事業については、事業毎に過去の実績の推移や事業に関するデータの推移、人口推計等を考慮して量の見込みを算出しました。

### 3. 教育・保育施設の充実

#### (1) 教育・保育施設の需要量および確保の方策

##### ① 考え方

子ども・子育て支援法に基づき、需要量の見込みに対し供給可能な量を踏まえ、確保の方策としました。児童数の推移や町内の住宅開発等により、当初見込んだ需要量の変動が生じた場合、令和4年度に本計画の中間見直しを実施することにより対応します。

##### ② 認定区分について

子ども・子育て新制度では、希望する教育・保育施設を利用するために、それぞれの事由や時間に応じて、町から保育の必要性の認定を受けた上で申し込みを行うことになっています。認定には、下記に挙げる3区分があります。

1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	認定こども園・幼稚園
2号認定	子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園・地域型保育事業所

##### ③ 見込み量と確保の方策

教育・保育分野の事業においては保育認定（1号・2号・3号）ごとにニーズ量の推計と確保方策を明示します。

2号認定に関しては、幼稚園を希望する人（2号認定Ⅰ）とそれ以外（2号認定Ⅱ）、3号認定に関しては0歳児（3号認定Ⅰ）と1・2歳児（3号認定Ⅱ）で分けて見込みます。

供給量がニーズ量を下回る場合、計画期間内にどのように不足を解消するかについて、具体的な確保の方策を検討します。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

1) 1号認定

[事業の概要]

1号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもが該当します。  
「保育の必要な事由」に該当しない児童が対象となり、幼児期の教育のニーズに対し、幼稚園、認定こども園による教育を行う事業です。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	3～5歳
家庭類型	C'、D、E'、F（潜在的家庭類型）
調査項目	今後、幼稚園または認定こども園を利用したいと回答した人

[量の見込み]

(人)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量		170	168	172	167	164
確 保 方 策	①	461	462	460	463	465
	②	0	0	0	0	0
過不足		291	294	288	296	301

- ①教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）※確認を受けない幼稚園を含む。  
②町外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）

[見込み量の妥当性]

国の手引きに準じた推計結果は、①就労の希望が直ちに叶い、かつ、②全ての人  
が希望の教育・保育サービスを受けることができる、と仮定したものとなっています。

見込み量は潜在家庭類型を基に1号認定と2号認定に区分して推計されますが、  
1号認定と2号幼稚園希望の合計と実績を比較することで地域の潜在ニーズと実績  
値との乖離を把握することができます。

潜在家庭類型に基づいたことを踏まえれば、推計結果(170人+99人=269人)は  
平成30年度の実績値(257人)と比較して大きな乖離はしておらず、アンケート調査に  
よる推計値を見込み量としました。

[確保の方策]

- 教育を希望する児童を受け入れ、一時預かりすることで量の確保を行います。
- 確保量が過剰であるが、2号認定の児童の利用調整先として確保しておく必要が  
あります。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

2) 2号認定 I (幼稚園の希望が強いと推定される者)

[事業の概要]

保育の必要性の認定を受けた幼児に対し、認定こども園、認可保育園及び認可外保育施設による保育を行う事業です。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	3～5歳
家庭類型	A、B、C、E (潜在的家庭類型)
調査項目	現在、幼稚園を利用していると回答した人

[量の見込み]

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量		99	98	100	97	95
確 保 方 策	①	99	98	100	97	95
	②	0	0	0	0	0
過不足		0	0	0	0	0

(人)

①教育・保育施設(認定こども園・幼稚園)※確認を受けない幼稚園を含む。

②町外の教育・保育施設(認定こども園・幼稚園)

[確保の方策]

- 1号認定と同様、教育を希望する児童を受け入れ、一時預かりすることで量を確保します。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

3) 2号認定Ⅱ（2号認定のうちⅠ以外）

[事業の概要]

保育の必要性の認定を受けた幼児に対し、認定こども園、認可保育園及び認可外保育施設による保育を行う事業です。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	3～5歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	今後、認定こども園・保育所を利用したいと回答した人から、現在、幼稚園を利用していると回答した人を除く

[量の見込み]

(人)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量		417	412	423	411	403
確 保 方 策	①	275	275	275	275	325
	②	0	0	0	0	0
	③	0	0	0	0	0
過不足		△142	△137	△148	△136	△78

- ①教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※確認を受けない幼稚園を含む。  
 ②特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）  
 ③町外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）

[確保の方策]

- 保育を希望する児童は一定数以上いるが、施設定員等の理由により、幼稚園へ利用調整し、一時預かりで量の確保を行います。
- 利用調整を行う先の幼稚園の各施設とも改修が必要であり、保育ニーズに対応した「認定こども園」の整備の検討を進めます。



● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

4) 3号認定 I (0歳児)

[事業の概要]

保育の必要性の認定を受けた乳児に対し、認定こども園、認可保育園及び地域型保育事業等による保育を行います。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	0歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	今後、認定こども園または保育所を利用したいと回答した人

[量の見込み]

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調査結果	122	120	119	116	114
見込み量	71	69	69	67	66
確 保 方 策	①	65	65	65	65
	②	4	4	4	2
	③	0	0	0	0
過不足	△2	0	0	0	0

- ①教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※確認を受けない幼稚園を含む。  
 ②特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）  
 ③町外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）

[見込み量の補正方法]

3号認定（潜在家庭類型 A、B、C、E）において、育休の後、職場復帰したのは 352 件。うち、1年以上育休を取得したのは 219 件。育休を取得した人の 62.2%（219/352）は 1年以上育休を取得しているため、0歳児保育は不要となります。

0歳児の保育所・認定こども園利用希望は 83 件。うち、育休取得中は 57 件。57 件中 62.2%が 1年以上育休を取得すると仮定すると、その件数は 35 件。0歳児の保育所・認定こども園利用希望者 83 件のうち、35 件（42.1%）は利用しないと考えられます。

以上より、0歳児保育の各年度の調査結果値×57.9%を見込み量としました。

[確保の方策]

- 各保育園において、保育士の確保を行うことで、必要量を確保できるよう努めます。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

5) 3号認定Ⅱ（1～2歳児）

[事業の概要]

保育の必要性の認定を受けた幼児に対し、認定こども園、認可保育園及び地域型保育事業等による保育を行います。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	1・2歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	今後、認定こども園または保育所を利用したいと回答した人

[量の見込み]

(人)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量		318	313	297	293	289
確 保 方 策	①	250	250	250	250	260
	②	29	30	30	32	33
	③	0	0	0	0	0
過不足		△39	△33	△17	△11	4

- ①教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※確認を受けない幼稚園を含む。  
 ②特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）  
 ③町外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）

[確保の方策]

- 利用希望は一定以上あり、小規模保育、事業所内保育との利用調整を行います。
- 町内認可外施設との連携を視野に確保に努めます。

[認定こども園の整備について]

小学校就学前の子どもに対する教育・保育を一体的に提供できる「認定こども園」は、保護者の就労状況に関わらず利用できるなど、多様化する教育・保育ニーズに対応が可能です。

本町においても、既存施設のあり方を含めた検討を行うなど、地域の実状に応じた基盤づくりを進め、待機児童の防止に努めます。

## 4. 地域子ども・子育て支援事業の充実

### (1) 利用者支援事業

[事業の概要]

子ども及びその保護者が、保育所・幼稚園及び認定こども園での教育・保育や一時預かり、学童保育等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。本町では、こども課にて2名の利用者支援の職員を配置し実施します。

[量の見込みの算出方法]

利用者支援事業に係る量の見込みについては、ニーズ調査によらずに推計しました。

[量の見込み]

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
確 保 方 策	基本型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	母子 保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

[確保の方策]

- 教育・保育施設や地域の子育て支援策の急速な拡充が図られる中、利用者支援はさらに重要性を増しており、現在、配置されている利用者専門員等のスキルアップを通じ、さらなる支援、情報提供に努めます。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

### [事業の概要]

乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### [量の見込みの算出方法]

対象年齢	0～5歳
家庭類型	全ての家庭類型
調査項目	現在「地域子育て支援拠点事業」を利用している人及び、今後「地域子育て支援拠点事業」を利用したい人及び、現在「地域子育て支援拠点事業」を利用しており、今後利用回数を増やしたい人

### [量の見込み]

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調査結果	1,918 人回	1,884 人回	1,812 人回	1,782 人回	1,754 人回
見込み量	12,317 人回	12,103 人回	11,637 人回	11,443 人回	11,268 人回
確保方策	12,317 人回	12,103 人回	11,637 人回	11,443 人回	11,268 人回
箇所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

### [見込み量の補正方法]

上記に示した国の手引きに準じた計算では全ての家庭に対し、「地域子育て支援拠点事業」を利用している人、今後「地域子育て支援拠点事業」を利用したい人、今後利用回数を増やしたい人を尋ね、ニーズとして見込んでいますが、利用実績と大きく乖離しているため、実績値を踏まえた補正を行いました。

### [確保の方策]

- 本町では、「育ちの部屋(氷上保育所内)」、「すくすくルーム(砂入保育所内)」の2か所に支援拠点を整備しており、それぞれの特色を周知し、利用者を確保していきます。
- 各施設との連携を図るとともに、町内に4団体ある愛育会とも連携を図り、親子の交流を行う場所の提供に努めます。

### (3) 妊産婦健康診査事業

[事業の概要]

妊婦及び胎児の異常の早期発見、健康保持増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

[量の見込みの算出方法]

妊婦に対する健康診査に係る量の見込みについては、ニーズ調査によらずに推計しました。

[量の見込み]

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	2,548	2,520	2,464	2,422	2,408
確保方策	<p style="text-align: right;">(人回)</p> <p>「健診回数」                      妊娠初期～23週（4週間に1回）                      妊娠24～35週（2週間に1回）                      妊娠36週～出産まで（1週間に1回）</p> <p>「健診内容」                      ・問診及び診察、尿検査、血圧測定・体重測定、腹囲・子宮底測定、保健指導                      ・血液検査（血液型・不規則抗体・貧血・血糖・風疹ウイルス抗体・HTLV1抗体）                      ・B型・C型肝炎検査、HIV抗体検査、梅毒検査、性器クラミジア検査、GBS検査                      ・超音波検査</p>				

[確保の方策]

- 出産を控えた妊婦に対し、安全・安心な出産に向けて計14回の健診の費用助成を行うとともに、受診勧奨に努めます。

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

### [事業の概要]

概ね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### [量の見込みの算出方法]

令和2年度から令和6年度に出生する0歳児人口を推計し、乳児家庭全戸訪問事業に係る量の見込み量としました。

### [量の見込み]

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	186	182	180	176	173
確保方策	186	182	180	176	173

### [確保の方策]

- 保健師または助産師が、子どもの発育状況や産婦の体調の確認を行い、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、虐待等のハイリスク家庭に対する継続的な支援を行います。
- 里帰り先や転入出後の関係機関との連携を図り、乳児や保護者の切れ目のない支援に繋がるよう努めます。

## (5) 養育支援訪問事業

---

### [事業の概要]

様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する具体的な指導・助言・支援等を行うことにより、当該家庭の適切な療育の実施を確保する事業です。

### [量の見込みの算出方法]

養育支援訪問事業の見込みについては、ニーズ調査によらずに推計しました。

### [量の見込み]

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	18	18	18	17	17
確保方策	18	18	18	17	17

### [確保の方策]

- 支援の必要な家庭に対し、保健師等が訪問支援を行い、適切な支援に繋げるとともに、関係機関との連携を図っていきます。

## (6) 子育て短期支援事業

### [事業の概要]

保護者の病気などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に短期入所させ、必要な保護を行う事業です。

短期入所(ショートステイ)事業のほかに、保護者の仕事などの理由で夜間の子どもの保育が困難な場合に、緊急時に利用できるトワイライトステイ(夜間入所)事業があります。

### [量の見込みの算出方法]

対象年齢	0～5歳
家庭類型	全ての家庭類型
調査項目	泊りがけの対処法として「短期入所生活援助事業」「留守番」と回答した人及び、「親族・知人にみてもらった」人のうち、「非常に困難」「どちらかというと困難」と回答した人

### [量の見込み]

(人日)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0	0	0	0	0
確保方策	365	365	365	365	365

### [確保の方策]

- 施設の利用については、緊急避難的な場合に限られており、アンケート調査によるニーズは見込まれなかったが、確保する必要があります。



● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）

[事業の概要]

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との手助けを行い合う活動に関する連絡、調整を行う事業です。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	5歳
家庭類型	全ての家庭類型
調査項目	低学年・高学年の放課後の過ごし方について、「ファミリー・サポート・センター」と回答した人

[量の見込み]

(人日)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調査結果	9	9	9	9	9
見込み量	219	220	219	218	210
確保方策	219	220	219	218	210

[見込み量の補正方法]

上記に示した国の手引きに準じた計算では、未就学の5歳児に対し、今後小学校に進学した際の放課後の過ごし方としてファミリー・サポート・センターを利用するかを尋ね、ニーズとして見込んでいますが、利用実績のほとんどは未就学児であるため、小学生の利用実績と大きく乖離しています。したがって、実績値を踏まえた補正を行いました。

[確保の方策]

- 本町においては、高松市にある「高松ファミリー・サポート・センター」に事業を委託しており、さらなる利用への周知を図ります。

## (8) 延長保育事業

### [事業の概要]

保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用時間以外の時間に保育所等で引き続き保育を行う事業です。

### [量の見込みの算出方法]

対象年齢	0～5歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	今後、「幼稚園」以外を利用したいと回答し、かつ、希望利用時間に18時以降と回答した人

### [量の見込み]

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	247人	244人	243人	237人	233人
確保方策	247人	244人	243人	237人	233人
箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

### [確保の方策]

- 町内2園(氷上保育所、平井保育園)において行っており、各園とも保育士の確保や待遇改善に努めます。

## (9) 一時預かり事業

### (9-1) 一時預かり（幼稚園型）

#### [事業の概要]

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所・幼稚園・認定こども園及び地域子育て支援拠点施設などにおいて、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

#### [量の見込みの算出方法]（1号認定による利用）

対象年齢	3～5歳
家庭類型	C'、D、E'、F（潜在的家庭類型）
調査項目	今後、「幼稚園」「認定こども園」を利用したいと回答した人で、「一時預かり」「預かり保育」を利用していると回答した人

#### [量の見込みの算出方法]（2号認定による利用）

対象年齢	3～5歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	現在、「幼稚園」を利用していると回答した人

国の手引きに準じた計算では、潜在的家庭類型を基に見込み量を算出するようになっているが、アンケート調査に潜在的家庭類型を判定する設問が無かったため、正確な推計を行うことが出来ませんでした。

よって、平成30年度の実績値を参考に見込み量を算出しました。

#### [量の見込み]

(人日)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	13,554	13,419	13,766	13,380	13,129
確保方策	13,554	13,419	13,766	13,380	13,129

#### [確保の方策]

- 保育希望の児童において、施設の定員等の理由により、利用調整された児童の受け入れを各幼稚園において預かることにより量の調整を行います。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

(9-2) 一時預かり事業 (その他)

[事業の概要]

保護者の勤務や事情により、子どもを一時的に保育所や認定こども園などに預けることができる事業です。幼稚園在園児を対象とした一時預かり(幼稚園型)とは異なり、基本的には全ての年齢の児童、家庭で利用することができます。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	0～5歳
家庭類型	全ての家庭類型
調査項目	不定期事業を「利用したい」と回答した人

国の手引きに準じた計算では、潜在的家庭類型を基に見込み量を算出するようになっているが、アンケート調査に潜在的家庭類型を判定する設問が無かったため、正確な推計を行うことが出来ませんでした。

よって、平成30年度の実績値を参考に見込み量を算出しました。

[量の見込み]

(人日)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	2,419	2,392	2,429	2,365	2,322
確保方策	2,419	2,392	2,429	2,365	2,322

[確保の方策]

- 保護者の育児等に伴う心理的または肉体的負担を軽減するための施設であり、公立の「まんでがんふれあいホーム(定員6名)」と私立の「大宮保育園(定員10名)」において受け入れ体制を確保します。

## (10) 病児・病後児保育事業

### [事業の概要]

病児や病後児について、病院・保育所等に設置された専用スペース等において、保育士及び看護師が一時的に保育等する事業です。

### [量の見込みの算出方法]

対象年齢	0～5歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	子どもの病気やケガにより「病児・病後児保育を利用した」「ファミリー・サポート・センターを利用した」「留守番させた」と回答した人および、「父親が休んだ」「母親が休んだ」と回答した人で、病児・病後児保育施設を「利用したい」と回答した人

### [量の見込み]

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調査結果	2,930 人日	2,891 人日	2,878 人日	2,812 人日	2,764 人日
見込み量	804 人日	793 人日	790 人日	772 人日	758 人日
確保方策	804 人日	793 人日	790 人日	772 人日	758 人日
定員数	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人

### [見込み量の補正方法]

国の手引きに準じた計算では、病気やケガで保育が利用できなかった人のうち、父親もしくは母親が仕事等を休んだ人の、「できれば病児・病後児のための施設を利用したい」と回答した人と、病気やケガの際に「病児・病後児を利用した」「ファミリー・サポート・センターを利用した」と回答した人の日数の合計を見込んでいます。

国の手引きはニーズ量の最大値をカバーすることを前提としていますが、計画の事業量はある程度現実を踏まえる必要があることから、実績値を踏まえ補正しました。

### [確保の方策]

- 本町において、讃陽堂松原病院内「まつばら」とすくすくの会すくすくクリニックこにし内「すくすく SUN」の2施設の病児・病後児保育施設があり、保育定員は計9名で適正な提供体制を確保します。

## (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### [事業の概要]

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に学童保育所や小学校等を利用して適切な遊び、生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### [量の見込みの算出方法]

対象年齢	5歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	低学年・高学年の放課後の過ごし方で「放課後児童クラブ」と回答した人

### [ニーズ調査による量の見込み]

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	604	606	598	596	587
1年生	107	117	110	118	114
2年生	122	109	117	110	119
3年生	129	122	109	117	110
4年生	86	90	86	75	83
5年生	82	86	90	86	75
6年生	78	82	86	90	86

### [見込み量の補正方法]

国の手引きに準じた計算では、5歳児の低学年・高学年の放課後の過ごし方で「放課後児童クラブ」と回答した人の合計を見込んでいます。

しかし、5歳児の保護者にとって、小学校に進学して学童保育を利用するか否かは未来のことであり、不確定な要素が多いことから、平成30年度実績値とアンケート調査による推計値には非常に大きな乖離が見られます。

よって、別途町が実施した小学生に対するアンケート調査より、各学年の学童保育利用率を算出し、人口推計と掛け合わせることで補正を行いました。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

(小学生に対するアンケート調査の学童利用率)

年 度	アンケート回答数	学童利用者数	利用率
1年生	243 人	113 人	46.5%
2年生	213 人	86 人	40.4%
3年生	218 人	79 人	36.2%
4年生	223 人	34 人	15.2%
5年生	251 人	30 人	12.0%
6年生	210 人	13 人	6.2%

(人口推計)

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	1,488	1,500	1,488	1,481	1,452
1年生	224	243	229	248	238
2年生	256	226	245	231	250
3年生	269	256	226	245	231
4年生	259	271	258	228	247
5年生	245	259	271	258	228
6年生	235	245	259	271	258

[補正後の見込み量]

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	387	384	374	380	377
1年生	104	113	106	115	111
2年生	103	91	99	93	101
3年生	97	93	82	89	84
4年生	39	41	39	35	38
5年生	29	31	32	31	27
6年生	15	15	16	17	16

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

[確保の方策]

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	604 人	606 人	598 人	596 人	587 人
1年生	107 人	117 人	110 人	118 人	114 人
2年生	122 人	109 人	117 人	110 人	119 人
3年生	129 人	122 人	109 人	117 人	110 人
4年生	86 人	90 人	86 人	75 人	83 人
5年生	82 人	86 人	90 人	86 人	75 人
6年生	78 人	82 人	86 人	90 人	86 人
教室数	13	13	13	13	13

- 支援員の確保と研修等を通じての資質向上に努めます。
- 見込み量として通年利用希望数が算出されますが、夏休み等の長期休業に利用希望する児童もいることから、見込み量より一定以上の確保をする必要があり、整備に努めます。



## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

---

### [事業の概要]

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### [量の見込み]

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	10人	10人	10人	10人	10人
確保方策	10人	10人	10人	10人	10人

### [確保の方策]

- 令和2年度から実施します。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

---

### [事業の概要]

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### [確保の方策]

- 本町では、計画期間内における本事業の実施は、予定していません。

## 5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、「子育てのための施設等利用給付」の制度が創設されました。本制度では、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うことが求められています。

このことを踏まえ、本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等については、香川県と連携、情報共有を図り、必要に応じて、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請し、適切な対応を進めていきます。